

○糸島市通学費補助金交付規程

平成22年1月1日

教育委員会告示第8号

改正 平成25年3月29日教委告示第1号

平成27年10月28日教委告示第7号

平成31年3月28日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、糸島市内の通学困難な地区から通学する児童生徒の身体的負担の軽減及び円滑な通学並びに保護者の経済的負担の軽減を図るため、この告示の定めるところにより補助金を交付する。

(平31教委告示3・一部改正)

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる者は、公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者とし、補助の対象となる学校、行政区及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(平31教委告示3・一部改正)

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、校長を通じて糸島市通学費補助金交付申請書(別記様式)を教育長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、学期ごとに、別表に定める補助率等により算出した額をもって行うものとする。ただし、糸島市立小中学校管理規則(平成22年糸島市教育委員会規則第14号)第3条第1項第3号から第7号までに定める期間を除く。

3 児童生徒の転入、転出等により異動が生じた場合の補助金申請は、その事由の属する月は除いて行うものとする。

(平27教委告示7・平31教委告示3・一部改正)

(補助金交付決定)

第4条 教育長は、前条の交付申請が適正であると認め、補助金の交付を決定したときは、その旨を当該申請者に通知する。

(返還)

第5条 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者は、これを返還しなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の通学困難地区通学費補助金交付規程（平成3年前原市教育委員会告示第9号）、二丈町公立小中学校通学費補助金交付規程（平成14年二丈町教育委員会告示第1号）又は遠距離児童生徒通学費助成規則（昭和47年志摩町教育委員会規則第1号）の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成25年3月29日教委告示第1号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月28日教委告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日教委告示第3号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

（平31教委告示3・全改）

学校	行政区	補助率等
長糸小学校	白糸	通学定期乗車券相当額の全額
雷山小学校	雷	
怡土小学校	瑞梅寺、王丸、川原	
福吉小学校	佐波、大入、鹿家	
引津小学校	小富士、芥屋、野辺福ノ浦	
前原中学校	白糸、雷	通学定期乗車券相当額の2分の1以内
前原東中学校	瑞梅寺	
福吉中学校	佐波、鹿家	
その他教育長が必要と認める者		通学定期乗車券相当額のうち教育長が認める額

別記様式(第3条関係)

糸島市通学費補助金交付申請書(学期分)

年 月 日

糸島市教育委員会教育長 様

申 請 者

住 所

氏 名

印

電話番号

番号	児童生徒名	所属学校及び学年
1		
2		
3		
4		
5		

番号	区間	運賃	補助金交付申請額
1	～	円	円
2	～	円	円
3	～	円	円
4	～	円	円
5	～	円	円
合 計			円

上記のとおり通学していることを証明する。

年 月 日

学校名

校長名

別記様式（第3条関係）